国籍：中華人民共和国
旅券番号：G31122619（中華人民共和国旅券）、旅券発効日：2008年9月2日、旅券失効日：2018年9月1日
身分証番号：210603197112150023（中華人民共和国）
住所：中華人民共和国

(24)　リ・チョンチョル
（別名：リ・ジョンチョル）
Ri Chong Chol
（a.k.a. Ri Jong Chol）
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（KOMID）関係者
生年月日：1970年4月12日
旅券番号：199110092、旅券失効日：2014年3月17日（北朝鮮旅券）
：472220503、旅券失効日：2018年6月6日（北朝鮮旅券）
：654220197、旅券失効日：2019年5月7日（北朝鮮旅券）

(25)　チョウ・ジャンシュー
（別名：チョウ・トニー）
Zhou Jianshu
（a.k.a. Chow Tony）
役職：ダンドン・ホンシャン・インダストリアル・デベロップメント・カンパニー・リミテッド関係者
生年月日：1971年7月15日
国籍：中華人民共和国
旅券番号：E09598913（中華人民共和国旅券）、旅券発行日：2014年4月14日、旅券失効日：2024年4月13日
身分証番号：210602197107153012（中華人民共和国）
住所：中華人民共和国

別表「2．個人」(5)を次のとおり改める。

(5)　キム・チョルサム
KIM CHOL SAM
役職：デドン・クレジット・バンクの代表者
生年月日：1971年3月11日
国籍：北朝鮮

(6)　ソン・ムンサン
SON MUN SAN
役職：ジェネラル・ビューロー・オブ・アトミック・エナジー対外局長
生年月日：1951年1月23日
国籍：北朝鮮

○外務省告示第四百六十六号

国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号。なお、平成二十八年外務省告示第七十号により改正が行われている。）に関し、平成二十八年十一月三十日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百二十一号において、同理事会決議第千七百十八号8（d）に定められた資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことに基づき、平成十八年外務省告示第五百四十九号の一部を次のとおり改正する。

平成二十八年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

別表2．を次のとおり改める。

2．コリア・インターナショナル・ケミカル・ジョイント・ベンチャー・カンパニー
（別称：チョソン・インターナショナル・ケミカルズ・ジョイント・オペレーション・カンパニー；チョスン・インターナショナル・ケミカルズ・ジョイント・オペレーション・カンパニー；インターナショナル・ケミカル・ジョイント・ベンチャー・カンパニー）
Korea International Chemical Joint Venture Company
（a.k.a. Choson International Chemicals Joint Operation Company; Chosun International Chemicals Joint Operation Company; International Chemical Joint Venture Company）
所在地：北朝鮮咸鏡南道咸興
：北朝鮮平壌特別市万景台区域
：北朝鮮平壌特別市万景台区

○財務省告示第三百六十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月九日

財務大臣　麻生　太郎

第一号ホ中「間の支払」の下に「等」を加え、「及び北朝鮮」を「若しくは北朝鮮」に、「並びに」を「又はこれらのものから受領するもの及び」に改める。

○経済産業省告示第二百八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月九日

経済産業大臣　世耕　弘成

第一号中ホを削り、ヘをトとし、トからワまでをヘからヲまでとする。

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）に対して行うもの又はこれらのものから受領するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払